

日本における海賊対処とグアナバラ号事件

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-05-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 河村, 有教, KAWAMURA, Arinori メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15053/0000000167

【研究ノート】

日本における海賊対処とグアナバラ号事件

河村 有教

目 次

1. 海賊対処法にもとづく日本の取組み
2. グアナバラ号事件と公判上での争点
 - 1) 海賊対処法の憲法適合性
 - 2) (国際法上及び国内法上の) 刑事裁判管轄権の有無
 - 3) 捜査段階における被疑者の防禦権侵害
3. 刑事訴訟法の場所的適用範囲と国外での捜査活動

1. 海賊対処法にもとづく日本の取組み

外国貿易の重要度が高い日本の経済社会及び国民生活にとって、海上輸送の用に供する船舶その他の海上を航行する船舶の航行の安全の確保の重要性、そして海洋法に関する国際連合条約においてすべての国が最大限に可能な範囲で公海等における海賊行為の抑止に協力するとされていることから、海賊行為の処罰について規定し、日本が海賊行為に適切かつ効果的に対処できるように、2009年6月19日「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」（以下では海賊対処法という）が国会で成立し、同年7月24日施行された。

国際商業会議所国際海事局によるデータによれば、ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生件数は、2008年には111件、2009年には218件、2010年には219件、2011年には237件、2012年には75件、2013年には15件とされている¹。また、乗っ取られた船舶数は、2008年には

¹ 外務省（Ministry of Foreign Affairs of Japan）ホームページ
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pirate/africa.html>（2014年8月29日アクセス）参照。

42 隻、2009 年には 47 隻、2010 年には 49 隻、2011 年には 28 隻、2012 年には 14 隻、2013 年には 2 隻で、拘束された乗員数は、2008 年には 815 名、2009 年には 867 名、2010 年には 1016 名、2011 年には 470 名、2012 年には 250 名、2013 年には 34 名とされている²。

2009 年 3 月から、日本は海上保安官 8 名を同乗させて自衛隊護衛艦 2 隻を派遣し³、アデン湾を航行する船舶の護衛にあたっている。2009 年 6 月 19 日に海賊対処法が成立し、7 月 24 日に施行され、2014 年 7 月 31 日までに、護衛艦による護衛実績は 545 回で 3399 隻（日本関係船舶は 641 隻で、その他 2758 隻は外国船舶）を護衛している。海賊対処法の成立により、船籍を問わず、すべての国の船舶を海賊行為から防護することが可能になった。また、2013 年 11 月には「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」が成立し、施行され、海賊行為が多発している海域を航行する日本船舶において小銃を所持した民間警備員による警備の実施等の措置が規定された。そして、2014 年 7 月には、護衛艦による海賊対処行動を 2015 年 7 月 23 日まで延長することが閣議決定されている。

海賊対処法は、海賊行為に関する罪について規定する。海賊行為とは、船舶（軍艦及び各国政府が所有または運航する船舶を除く）に乗り組みまたは乗船した者が、私的目的で、公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む）又は我が国の領海若しくは内水において、

（1）暴行若しくは脅迫を用い、又はその他の方法により人を抵抗不能の状態に陥れて、航行中の他の船舶を強取し、又はほしいままにその運航を支配する行為（2 条 1 号）、（2）暴行若しくは脅迫を用い、又はその他の方法により人を抵抗不能の状態に陥れて、航行中の他の船舶内にある財物を強取し、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させる行為（2 条 2 号）、（3）第三者に対して財物の交付その他義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求するための人質にする目的で、航行中

² 前出注（1）参照。

³ 司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査する（刑事訴訟法 189 条 2 項）。海上保安官は、海上犯罪について司法警察職員として職務を行う特別司法警察職員であり（刑事訴訟法 190 条、海上保安庁法 31 条）、自衛官は特別司法警察職員ではないため、海賊の逮捕においては海上保安官のみが司法警察職員としての権限を有する。

の他の船舶内にある者を略取する行為（2条3号）、（4）強取され若しくはほしいままにその運航が支配された航行中の他の船舶内にある者又は航行中の他の船舶内において略取された者を人質にして、第三者に対し、財物の交付その他義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求する行為（2条4号）等をいう。これらの海賊行為をした者は、無期又は5年以上の懲役に処せられる（3条）。海賊行為をする目的で（5）航行中の他の船舶に侵入し、又はこれを損壊する行為（2条5号）、（6）船舶を航行させて、航行中の他の船舶に著しく接近し、若しくはつきまとい、又はその進行を妨げる行為（2条6号）、（7）凶器を準備して船舶を航行させる行為（2条7号）も罰せられる。

日本関連の海賊事案で、海賊4名が日本で拘束され、初めて海賊対処法が適用されたものがグアナバラ号事件である⁴。以下では、グアナバラ号事件に関与した海賊4名のうち被告人2名（X及びY）に対して有罪判決が言い渡された東京地判平成25年2月1日（判例集未搭載）及びその控訴審である東京高判平成25年12月18日（判例集未搭載）で争われた点について整理し、さらに刑事訴訟法の場所的適用範囲の問題と国外での捜査活動について若干の覚書の考察を試みたい⁵。

2. グアナバラ号事件と公判上での争点

⁴ グアナバラ号事件に関する評釈として、中村功一「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律違反の罪の成立が認められた事例（東京地判平成25年2月1日）」研修780号（2013年6月）、城祐一郎「アラビア海におけるソマリア沖海賊によるグアナバラ号襲撃事件に関する国際法上及び国内法上の諸問題（上）・（下）」警察学論集67巻3号・4号（2014年3月・4月）がある。

⁵ 拘束された海賊4名のうち、被告人Hは、国籍等不詳（自称ソマリア）、生年月日も不詳（自称1991年12月生まれ）、職業は漁業（従事）者で、同じく東京地裁において審理され、2012年4月12日に懲役11年が言い渡された。また、被告人Iについても2012年2月25日に懲役5年以上9年以下の不定期刑の判決が下された。いずれの被告人も控訴したが棄却された。被告人Hについてはさらに上告したが、上告を棄却する決定がなされている（最終平成26年6月16日）。当初は、4人とも否認をしており、証人予定者となる被害者・目撃者のタンカー乗組員や制圧等したアメリカ海兵らは外国人で国外から証人出頭を求めることになるなど、裁判所は被告人4名を併合して公判を行う考えであった。しかし、被告人2名が自白し、1名は幫助主張をし、もう1名は否認したため、弁護士から幫助、否認の被告人らとの分離が求められ、審理は、自白した被告人ら2名を併合審理し、幫助主張の1名の審理、否認の1名の審理、三つに分離して別々に行われた。藤原大吾「裁判員裁判 事例報告—ソマリア海賊の事件—」LIBRA13巻10号（2013年10月）参照。

グアナバラ号事件の概要は以下のとおりである。被告人X⁶、Y⁷が、自称HとIと共謀の上、私的目的で2011年3月5日午後10時12分頃（現地時間同日午後5時12分頃）、北緯16度00分、東経62度51付近のアラビア海の公海上において、自動小銃を発射しながら、航行中のバハマ国船籍のオイルタンカーグアナバラ号に小型ボートで接近し、乗り移った上、そのレーダーマストや船長室ドアに向けて自動小銃を発射するなどの一連の行為により、船長Aや乗組員24名を脅迫し、さらに、操舵室内に押し入って操縦ハンドルを操作した後、グアナバラ号の操縦をさせようと前記乗組員らを捜し回るなどし、前記乗組員らを抵抗不能の状態に陥れてほしのままにその運航を支配する海賊行為をしようとしたが、3月6日午後5時22分頃（現地時間同日午後零時22分頃）、北緯17度00分、東経58度50分付近のアラビア海の公海上において、グアナバラ号の救助に駆けつけたアメリカ合衆国海軍兵士に制圧されたため、その目的を遂げなかったというものである。

アメリカ合衆国海軍に身柄を拘束された海賊4名は、アラビア海の公海上において自衛隊護衛艦に同乗していた日本の海上保安官に引き渡され、海上保安官は、東京地方裁判所裁判官から海賊4名の逮捕状の発付を得た上で、2011年3月11日、海賊対処法3条2項、2条1号違反の運行支配罪の未遂によって海賊4名らを通常逮捕した。3月12日、自衛隊護衛艦によりジブチ共和国に運ばれ、3月13日、海上保安庁の航空機で日本に搬送され、同日、東京地方裁判所での勾留請求手続を経て、東京拘置所に勾留された。

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」2条1項1号の「死刑または無期の懲役もしくは禁錮に当たる罪」に海賊対処法上の海賊行為に関する罪のほとんどが当たるため、裁判員裁判の対象となった⁸。グアナバラ号事件に関与した海賊4名のうち被告人2名に対して有罪判決が言い渡され

⁶ 国籍等不詳（自称ソマリア）、生年月日も不詳（自称23歳前後）、職業は漁業（従事）者。

⁷ 国際等不詳（自称ソマリア）、生年月日も不詳（自称1974年生まれ）、職業は製炭業。

⁸ 韓国でも、韓国の化学品運搬船を襲撃し船内で銃を乱射した「海上強盗殺人未遂」の罪で、ソマリア人の5名のうち、4名が国民参与裁判にかけられた。1名は国民参与裁判を拒否し、職業専門裁判官による審理、判決がなされた。海賊事案において国民の刑事司法参加がはかられるべきか否かについては裁判員制度の在り方との関係で検討を要しよう。

た東京地判平成 25 年 2 月 1 日（判例集未搭載）及びその控訴審である東京高判平成 25 年 12 月 18 日（判例集未搭載）で争われた点については、以下の三点である。

1) 海賊対処法の憲法適合性

第一に、自衛隊が海賊対処行動を取るにおいて一定限度で武器を使用すること認める海賊対処法（6 条ないし 8 条）が、国際紛争を解決する手段としての武力による威嚇又は武力の行使を禁じる憲法 9 条等に反する無効な法律か否かが問題とされた。

第一審の東京地方裁判所は、「本件では、海賊対処法のうち、被告人らに対する刑事処罰規定としての 2 条及び 3 条の適否が問題となるのであり、また、本件については自衛隊が海賊対処行動を取ったことも、武器を使用したこともないのであるから、海賊対処行動に関する同法 6 条ないし 8 条の憲法適合性を論じる余地はな」とした。控訴審の東京高等裁判所も、「本件において被告人両名への適用が問題となる海賊行為の処罰規定（海賊対処法 2 条、3 条）と海上自衛隊の海賊対処行動との関連についてみると、海賊行為に及んだ被告人らはアメリカ合衆国海軍兵士による制圧の結果として拘束され、その身柄が我が国の海上保安官に引き渡されて逮捕されたもので、その海上保安官が海上自衛隊護衛艦に同乗していたにすぎない。また、本件に関して自衛官が海賊対処行動として武器を使用したことも全くない」とする上で、「被告人両名の逮捕や処罰と海上自衛隊の海賊対処行動との関連は極めて希薄であって、（中略）被告人両名に適用される刑事処罰規定と別個の規定ないし海賊対処法全体の憲法適合性を問題とする主張について判断する必要は認められない」とした。第一審及び控訴審の結論については、議論の余地はない。

2) (国際法上及び国内法上の) 刑事裁判管轄権の有無

第二に、海洋法に関する国際連合条約（以下、国連海洋法条約という）105 条は、「（海賊船舶等の）拿捕を行った国の裁判所は、科すべき刑罰を決定することができる」と規定しており、本件において被告人らを拿捕し

たのはアメリカ合衆国海軍であって、日本の海上保安庁や自衛隊ではないから、国際法上日本には本件の管轄権が認められるのか否かが問題とされた。あわせて、弁護人からは、海賊対処法には国外犯処罰規定がなく、具体的にどのような海賊行為について管轄を及ぼす趣旨であるかは法文から明らかでないから、国内法上も日本には本件の管轄権が認められないのではないかと問題とされた。

国際法上の刑事裁判管轄権の有無について、第一審の東京地方裁判所は、国際法上の管轄権については、「国連海洋法条約 100 条は『すべての国は、最大限に可能な範囲で、公海その他いずれの国の管轄権にも服さない場所における海賊行為の抑止に協力する』と定めて」おり、「海賊行為については、旗国主義の原則（公海において船舶は旗国の排他的管轄権に服するというもの）の例外として、いずれの国も管轄権を行使することができるという意味での普遍的管轄権が認められているものと解するのが相当である」とした⁹。また、国内法上の刑事裁判管轄権については、「海賊対処法は、公海等における一定の行為を海賊行為として処罰することを規定し（2 条ないし 4 条）、国外での行為を取り込んだ形で犯罪類型を定めて」おり、「海賊対処法には国外犯を処罰する旨の『特別の規定』（刑法 8 条但書）があるものと解され」、「海賊行為については普遍的管轄権が認められることを併せ考えると、海賊対処法は、公海上で海賊行為を犯したすべての者に適用され」、国外犯を処罰する趣旨に出たものとみることができるとした。

控訴審の東京高等裁判所は、「海賊行為に認められる普遍的管轄権とは、

⁹ 一般に、普遍的管轄権（universal enforcement jurisdiction）は、「犯罪の発生地、被疑者又は有罪とされた者の国籍、被害者の国籍、その他の普遍的管轄権を行使する国家との連関に関係なく、犯罪の性質のみに基づく刑事管轄権」（プリンストン原則第 1 原則第 1 項）と定義づけられ、「犯罪といかなる連関を有さない国家が、特定の犯罪に対し行使する管轄権（立法・執行・司法のいずれかまたはそれらの組み合わせ）」とされる。海賊行為及び同行為に対する普遍的管轄権が国際法上どのように位置づけられるべきか、国際法学者の中にも様々な見解がある。犯罪の性質と処罰の効率性から、海賊行為が普遍的司法管轄権に服するか、海賊行為はジェノサイドと同様に、一定の重大・残虐性を有することにより、国際共同体の利益を侵害するものであると評価できるかをめぐり、見解の相違がある。「海賊に関しては、彼らの処罰を目的として普遍的管轄権が認められたわけではなく、海上で彼らの活動を取締り・抑止するために非旗国の海上警察権がまず認められ、その取締り・抑止の延長線上に普遍的司法管轄権が認められるようになったと考えられ」、そのうえで、海上警察権と司法管轄権は同義ではないものの、海上警察権を行使した国家に司法管轄権をも委ねたほうがより効率的に海賊行為を処罰することができる（捕らえた国家が裁判を行うことで、実務上処罰の効率性が高まる）という主張がある。瀬田真「海賊行為に対する普遍的管轄権の位置づけ—管轄権の理論的根拠に関する再検討」早稲田法学会誌第 63 巻第 2 号 138 頁。

『(海賊船舶等の) 拿捕を行った国の裁判所は、科すべき刑罰を決定することができる』という意味での普遍的管轄権であるから、海賊対処法の処罰規定を適用することができる者も、日本の官憲が拿捕した者に限られるというべきである」が、国際法上の管轄権について、「海賊行為は古くから海上交通の一般的安全を侵害するものとして人類共通の敵と考えられ、普遍主義に基づいて、慣習国際法上もあらゆる国において管轄権を行使することができる」とされており、実際、ソマリア海賊に関しても海賊被疑者を拿捕した国が第三国に引き渡し、第三国もこれを受け入れ、訴追、審理を行った例が多数見られる」として、「こうした慣習国際法上の実情及び国際実行に加えて、国連海洋法条約 100 条が、海賊行為に関し、すべての国に対する協力義務を規定していることも併せ考慮すれば、国際法上、いずれの国も海賊行為について管轄権を行使できると解される」とした。海賊行為に対する管轄権は国連海洋法条約によって創設されたと解されるものではなく、古くから慣習国際法により認められてきたものと解される点点が重要である。さらに、「拿捕国が海賊被疑者の身柄を拘束し証拠も保持しており、同国にその管轄権を肯定するのが適正かつ迅速な裁判遂行、ひいては海賊被疑者の人権保障にも資する」としたうえで、「拿捕国は利害関係国その他第三国に対して優先的に管轄権を行使することができることを規定したものと解するのが相当である」と述べていることも日本国内における司法上の判断として注目されよう。

3) 捜査段階における被疑者の防禦権侵害

第三に、アメリカ合衆国海軍兵士が拿捕した際に、被告人らは十分な理由を告げられておらず、法律で定める手続も十分に履践されていない上、ソマリ語の通訳を伴うかたちで弁護人と接見することができたのも身柄が拘束されてから 13 日後のことであり、被疑者の防禦権を侵害したということが問題とされた。

第一審の東京地方裁判所は、「被告人らの引渡しと逮捕、その後の弁護人の選任までの一連の手続は、種々の制約がある中で可及的速やかになされた」とみることができる上、その逮捕手続についても、海上保安官は、令状

主義の精神に則り、被告人らに対して逮捕の理由と弁護人選任権を告知するよう努めたことがうかがわれるから、弁護人が指摘する事情を考慮しても、被告人らに対する逮捕手続等に公訴の提起を無効とするような違法があるとはいえない」とした。控訴審の東京高等裁判所も、「原判決が適切に説示するとおり、本件の証拠関係に即して、適正手続の観点から被告人両名の引渡しと逮捕、その後の弁護人選任までの一連の手続について検討しても、被告人両名の防御権が実質的に侵害されたとは認められない」とした。

日本の海上保安官は、海賊被疑者を逮捕するにあたって、逮捕状（写し）のほか、ソマリ語で「日本の法律に基づく海賊行為の被疑事実で逮捕する」旨の記載があるカードや「あなたには弁護人を依頼する権利がある」記載があるカードを示したり、ソマリ語の通訳人を介したり、口頭で被疑事実の要旨及び弁護人選任権を告げる等、日本国憲法上の被疑者の防御権を最大限尊重する姿勢がみられ、本事案においては、適正手続の保障のもと海賊被疑者の防御権が侵害されたとはおよそ言えない状況であった。

控訴審において「日本よりもその防御権保障が図られる国があったとしても、それはいずれの国において管轄権を行使するのがより適切かといった問題にすぎず、それ故に本件公訴提起を違法・無効ならしめるものではなく、また管轄権を否定するものでもないというべきである」という主張について、沿岸国などの外国と必要な調整を行い、当該外国の港等で海賊を下船させ、当該外国の官憲に身柄を引渡し、当該外国の法令に基づく処分に委ねることも可能であると述べた。将来的には、事前の調整が必要になるとも思われる。

3. 刑事訴訟法の場所的適用範囲と国外での捜査活動

グアナバラ号事件の刑事裁判を踏まえての今後の捜査上の課題として、証拠収集上の問題、通訳の問題、被告人らの人定の問題等があげられる。とりわけ、証拠収集においては、日本の捜査機関による証拠収集活動（捜査）は、外国の領域内でこれを行う場合、当該外国の主権を侵害するおそ

れがある。どこかの国に寄港し、停船した場合における証拠収集活動（捜査）については、当該外国政府の了解を得る等の必要がある。以下では、刑事訴訟法の場所的適用範囲とわが国の捜査機関による国外での捜査活動について論じたい¹⁰。

刑法がその場所的適用範囲について明文の規定をおいているのに対して、刑事訴訟法においては、裁判所の土地管轄についての規定「犯罪地又は被告人の住所、居所若しくは現在地による」（刑事訴訟法2条Ⅰ項）、「国外に在る日本船舶内で犯した罪については、前項に規定する地の外、その船舶の船籍の所在地又は犯罪後その船舶の寄泊した地による」（刑事訴訟法2条Ⅱ項）という規定があるのみで、条文上なら触れられていない。わが国の捜査機関は、日本国外において果たして捜査活動をなしうるのか。

わが国の捜査機関が外国（X国）内にある証拠を収集する方法としては、第一に捜査共助を通じてX国の捜査機関に証拠の収集・提供を依頼する方法、第二に刑事訴訟法第226条の証人尋問請求等を行って日本の裁判官が司法共助によりX国の裁判所に証人尋問等を依頼する方法、第三に日本の捜査機関が自ら捜査を行う方法の三つが想定される。とりわけ、第三の日本の捜査機関が自ら捜査を行うにおいては、そもそも外国（X国）にもわが国の刑事訴訟法の適用が及ぶのかという刑事訴訟法の適用範囲の問題とかわる。刑事訴訟法の日本国外における適用をめぐるのは、二つの見解がある。

領域説・限定説（A説）は、刑事訴訟法の適用はわが国領域内に限定されるが、外国の承認があれば、その部分だけその適用範囲が当該外国にも拡張されるとするものである¹¹。日本の刑事訴訟法は、原則としてわが国領土内においてのみ適用されるのであって、ただ例外的に他国の承認を得さえすれば、その他国内において、その主権を侵害することなく、自国のある種の権能を行使することができることは、国際法上も容認されたもの

¹⁰ 主な先行研究には、田口守一「国境周辺の捜査」現代刑事法第3巻9号（2001年）36頁がある。

¹¹ 今日、領域説・限定説（A説）は少数説であるといえよう。多くの学者は、刑法の適用のある在外外国人については、刑事訴訟法の適用があるが、その現実化は外国主権で制限されていると構成してもよいし、原則として領土内にしか及ばないが外国の承認があれば国外にも適用範囲が拡大すると構成してもよく、刑事訴訟法の適用を現実化する上での理論上の構成の仕方の違いと解している。田宮裕『刑事訴訟法〔新版〕』（有斐閣、1996年）8-9頁。

であるとする¹²。外国主権制限説（B 説）は、刑事訴訟法は本来国外にも及んでいるが、それが外国領域内では当該外国主権の制限を受けており（国際法上その適用が制限されているにすぎず）、外国の承認があれば、その部分の制限が解除されて適用されるとする¹³。

安富潔教授は、犯人が国外にいる場合には公訴時効が停止するため（法 255 条 I 項）、わが国の刑事訴訟法は国外においてそもそも適用されないようにも解されるところ、第一に刑法が国外犯の規定を定めていること、第二に刑事訴訟法第 321 条 I 項各号が「・・・・・・（中略）国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき」被告人以外の者の供述書・供述録取書に証拠能力がみとめられていることに照らせば、証人が国外にあり公判廷に喚問して証人尋問をなし得ない場合に、国外での参考人取調べについて、わが国刑事訴訟法は一般的に国外において適用されることを認めていると解されること、さらには、外国判決について既判力が認められていないことで（刑法 5 条）、わが国裁判するためには国外での捜査を前提としているとして、外国主権制限説（B 説）を支持される¹⁴。

領域説・限定説（A 説）と外国主権制限説（B 説）の対立は、外国にある証拠について、わが国裁判所が令状を発付できるか否かについてあらわれてこよう。領域説・限定説（A 説）は、わが国刑事訴訟法の適用は原則としてわが国領域内に限定されるために、わが国の裁判所は外国での捜査について令状を発付することができない。他方で、外国主権制限説（B 説）によれば、外国の同意があれば当該外国の領域内での捜査について、わが国の裁判所が令状を発付し令状の執行が可能となる¹⁵。また、いずれの主権の支配下でない区域（例えば、公海上）においても、外国主権制限説（B 説）によれば、裁判所が令状を発付することは理論上可能となる。ただ、わが国の裁判所が発付した令状がそのまま外国（X 国）において効力を有

¹² 角田正紀「犯罪の国際化と捜査」松尾浩也・井上正仁『ジュリスト増刊 刑事訴訟法の争点（新版）』（有斐閣、1991 年）98 頁参照。

¹³ 安富潔『刑事訴訟法（第 2 版）』（三省堂、2013 年）5 頁。その他、山口幹生「国際化と捜査—検察の立場から」三井誠・馬場義宣・佐藤博史『新刑事手続 I』（悠々社、2002）433・434 頁参照。

¹⁴ 前出注（13）安富 6 頁参照。

¹⁵ 前出注（13）山口 433・435 頁参照。

し執行されるということは通常考えられず、わが国の捜査機関が外国（X国）内にある証拠を収集するには、實際上、捜査共助を通じてX国に証拠の収集・提供を依頼することになる¹⁶。

その他、領域においては各国の主権を尊重しつつ、それがそのまま領域外に張り出すのを抑制しながら、事項に応じ管轄権の拡張を許容するというかたちで管轄権を配分することにより、国際社会の利益あるいは各国に共通の利益の実現を図ろうとする見解もある¹⁷。いわゆる管轄権説（C説）である。

外国主権制限説（B説）と管轄権説（C説）の違いは、具体的にはどのような場面において生じるのか。管轄権説（C説）をとる田中利幸教授は、いずれの外国主権の支配下でない区域（例えば、公海上）において法執行する場合、外国主権制限説（B説）によれば、公海上において法執行するには立法の必要がなく可能であるとするのに対して、公海上で法執行するには立法の必要がある場合とない場合があるとする¹⁸。田中教授は「域外管轄権を国際社会が認めている事項については理論的には既に立法は不可欠ではないが、沿革に鑑みまた機能をどの限度で行使するかは国会の意思決定を必要な事項とすべきであるから政策的に新規立法が必要」とあるとする¹⁹。そして、公海での法執行について、海賊への対処を例にあげられ、海賊を鎮圧し、逮捕、捜査するためには、新規立法によってその政策決定を明らかにすることが必要であるとされる²⁰。どの場合に立法が必要となりどの場合に立法が不要となるのか、その境界となる基準をどのように整理するのかという課題がある。

裁判例においては、刑事訴訟法の場所的適用範囲について、わが国領域内に限定されるが、外国主権の承認があればその部分だけ適用範囲が当該

¹⁶ 前出注（13）山口 434 頁参照。

¹⁷ 田中利幸「海の手続法」芝原邦爾・西田典之・井上正仁編『松尾浩也先生古稀祝賀論文集 下巻』（有斐閣，1998年）720-726頁。その他、田中利幸「公海における執行に係るわが国刑事訴訟法の課題—海賊への対処策とともに」海洋権益の確保に係る国際紛争事例研究第1号〔海上保安体制調査研究委員会報告書〕（2009年）参照。

¹⁸ 前出注（17）参照。

¹⁹ 前出注（17）参照。

²⁰ 前出注（17）参照。

外国にも拡張されるとするものがある。検察官が米国に出張して同国において作成した供述調書が刑事訴訟法上検察官面前調書といえるかどうかが争点となった事案、いわゆるラストボロフ事件（東京地判昭和 36・5・13 下刑集 3 巻 5=6 号 469 頁）において、弁護人から、刑事訴訟法が外国に及ばないので右供述調書は検察官の職務執行行為として作成されたものではなく、したがって検察官面前調書とはいえない旨の主張がなされた。これに対して、裁判所は、「捜査は、任意捜査であると強制捜査であるとを問わず、刑事訴訟法上の行為であるから、刑事訴訟法の適用がない地域においてはこれを行うことができない²¹⁾」として、刑事訴訟法は原則としてわが国の領土全部に適用されるという、いわゆる属地主義に立ち、外国の領土においてほしきままに捜査を行うことはできない建前であるから、「日米犯罪人引渡条約等による犯罪人引渡、訴訟共助等の国際的司法共助が必要とされる²²⁾」とした。その上で、「一国が他国の承認を得れば、その他国内において、そこの主権を侵害することなく、自国の或る種の権能を行使することができることは、国際法上容認されているものというべく、本件のような捜査権の行使について考えれば、わが検察官が任意捜査として米国内において、人を取り調べるためには、米国の承認を得る必要があるが、その承認を得れば、その承認された限度において、わが刑事訴訟法の規定に準拠して人を取り調べ、その供述を録取することができると解するのが相当である。また、この場合米国の承認は事柄の性質上、米国政府又は駐日米国大使が米国を代表して、わが駐米大使又はわが政府に対してなされれば、それで十分であると解するのが相当である²³⁾」として、本件のような場合、米国が証人した限度で刑事訴訟法の規定に準拠して取調べ等を行うことができるとして、当該調書が検察官面前調書にあたるとした。

この判決は、刑事訴訟法の適用はわが国領域内に限定されるが、外国の承認があれば適用範囲が拡張するとする領域説・限定説（A 説）に立っているように解される。東京地裁昭和 36 年 5 月 13 日判決に対しては、「刑

²¹⁾ 東京地判昭和 36・5・13 下刑集 3 巻 5=6 号 469 頁。

²²⁾ 前出注 (21) 参照。

²³⁾ 前出注 (21) 参照。

事訴訟法の適用範囲は国外にも及ぶと解さなければ外国が承認したところで刑事訴訟法上の権限を行使することができないはずであるから、その適用範囲は国外にも及んでおり、外国においては外国の主権との関係で刑事訴訟法に基づく権限の行使が制約を受けるにすぎない」と先にあげた外国主権制限説（B 説）からの批判がある²⁴。また、他国の主権下での主権行為の実施の可否の問題と刑事訴訟法の場所的適用範囲の問題とを混同しているという批判もある²⁵。

他方で、ロッキード事件丸紅ルートに関する判決（東京地決昭和 53 年 12 月 20 日判時 912 号 24 頁）において、裁判所は、刑事事件の公判裁判所が証拠調べの過程において外国裁判所に対し証拠調べの嘱託をする権限を有するかどうかについて、「捜査及び公判の過程で各種の証拠を強制的に収集して事実の認定に供する方法が多く規定されているが、その証拠は、具体的事件の具体的事情如何によっては世界各地に散在する可能性があり、わが刑事訴訟法の適用が日本国領土外においては外国主権によって（その承認のない限り）制限されている以上、もし国外に重要な証拠が存在する場合には、本来の証拠収集方法を補うものとして、少なくとも刑事訴訟公判の過程において、公判裁判所が、証拠所在地の過程において、公判裁判所が証拠所在地に主権を行使する外国の裁判所に対し証拠調べの嘱託をすることにより、強制的に証拠を収集することが当然に予定されていると考えなければならない」と判示した²⁶。「わが刑事訴訟法の適用が日本国領土外においては外国主権によって（その承認のない限り）制限されている以上」としており、刑事訴訟法の適用範囲は本来外国にも及んでおり、外国主権との関係でそれが制限されているにすぎないとする外国主権制限説（B 説）の見解に立つての判示と解される。

刑事訴訟法の場所的適用範囲については、外国の主権とのかかわりが一つの論点であるが、手続法が実体法とは異なり論点はそれだけにはとどまらず、いずれの国の主権も及ばない場所（例えば、公海上）ではわが国の

²⁴ 前出注（13）山口 434 頁参照。

²⁵ 前出注（13）山口 435 頁参照。

²⁶ 東京地決昭和 53 年 12 月 20 日判時 912 号 24 頁参照。

刑事訴訟法に従った権限の行使を自由にできるのか、わが国の領域外にある者に対して刑事訴訟法に基づく権限の行使から生ずる利益の侵害を強制的に受忍させることができるのか、といった複雑な問題も存在する。

外国の主権が及んでいる領域においては、外国の承認を得ないで捜査活動を行えば、当該外国の主権の侵害になり、わが国の捜査官が捜査活動を行うことはできない。外国の承認を超えた執行については違法となる。理論的には、わが国の捜査官の直接の捜査活動を当該外国が認める場合には、捜査を行うことは可能である。しかしながら、わが国は、現在、相手国がわが国の捜査機関による直接の捜査活動を許容する場合であっても、外国において被疑者・参考人の取調べ等直接の捜査活動を行わないとの方針をとっている。これは、司法共助を含む各国の協力は、要請国がのちに被要請国から同種の協力を求められた場合にはこれに応じることを前提として、国際礼譲として行われているものであるところ、わが国は外国当局の捜査官のこのような活動を外国の公権力の行使に当たるとして任意捜査も含めて政策的に一切認めておらず、外国に対して相互保証をなし得ないために、このような捜査活動を差し控えていることによるものである²⁷。今後の外国での捜査の拡充を視野に入れて外国主権制限説（B説）が有力化する傾向にあるが、重要なことは、国外での様々な捜査の実践例を類型化した上で、国外での捜査の実際的処理について、理論的な検証を行うことであろう。

外国捜査官憲に身柄を拘束された被疑者を受け取るような場合については、大西洋の公海上を飛行中に逮捕するケースのように、実務上はわが国の航空機等に乗せ、それが公海上に出たところで逮捕状等を執行する取扱いがなされている²⁸。例えば、2005年に起きた公海上を航行中の日本国籍遠洋鮪延縄漁船船内において中国人船員3名が共謀して台湾人甲板長を殺害した「第一興栄丸殺人事件」では、海上保安庁所属航空機にて被疑者の護送がなされたが、当該被疑者の逮捕については、スペインを出発し、大西洋の公海上を飛行中の機内で行われた。わが国令状執行するにおいて

²⁷ 前出注（13）山口435・436頁。

²⁸ 前出注（12）参照。

は、日本船舶ないし日本航空機内はわが国領土の延長としてわが国の主権が及んでいると解され（刑法 1 条Ⅱ項）、その権限行使は問題とはならない。

【付記】本稿は、科研費基盤研究(A)（課題番号：26257106、研究代表者：河村有教）の助成を受けた研究の成果の一部をも含む。

【追記】校正の段階で、北川佳世子「海賊対処法の適用をめぐる刑事法上の法的問題」井田良ほか編『川端博先生古稀記念論文集〔下巻〕』（成文堂，2014 年）、後藤啓介「ソマリア沖海賊事件—公海上の海賊行為に対する日本の刑事裁判管轄権についての判断」刑事法ジャーナル通巻 42 号（成文堂，2014 年 11 月）に接した。